

平成28年

第2回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第2号

11月2日（水曜日） 町田リサイクル文化センター研修室

出席議員（9名）

1 番	相澤 耕太	2 番	吉本 孝良
3 番	谷沢 和夫	4 番	細野 龍子
5 番	岩永 ひさか	6 番	松田 大輔
8 番	つのじ 寛美	9 番	古賀 壮志
10 番	池田 利恵		

欠席議員（1名）

7 番 伊藤 ちか子

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	阿部 裕行
副管理者	大坪 冬彦	監査委員	石田 等
会計管理者	藤田 明		
八王子市		八王子市	
市民部長	原田 親一	斎場事務所長	森田 聖二
町田市		町田市	
市民部長	内山 重雄	市民総務課長	宮崎 慶三
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	東島 亮治	くらしと文化部副参事	澤井 吉之
稲城市		稲城市	
市民部長	西山 誠	市民課長	秋和 広子
日野市		日野市	
環境共生部長	小笠 俊樹	環境保全課長	長谷川 浩之

出席事務局職員

事務局長	佐藤 修	主査	大川 直貴
主任	小川 一夫	速記士	波多野 夏香

11月2日（水）議事日程

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第3号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

- 第 5 報告第 4 号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 報告第 5 号 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 報告第 6 号 南多摩斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 第 4 号議案 南多摩斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 第 9 第 5 号議案 平成 28 年度（2016 年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 認定第 1 号 平成 27 年度（2015 年度）南多摩斎場組合会計決算認定について
- 第 11 行政報告 平成 29 年度（2017 年度）南多摩斎場組合事業運営計画について

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

○議長（相澤耕太） 皆様、こんにちは。

開会前になりますが、事務局長から報告がありますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 組合議員の異動につきましてご報告申し上げます。

町田市おさむら敏明議員が辞任され、その後任に町田市細野龍子議員が選出されました。また、日野市秋山薫議員、近澤美樹議員が辞任され、日野市古賀壮志議員、池田利恵議員がそれぞれ組合議員に就任されました。

報告は以上でございます。

○議長（相澤耕太） それでは、細野議員、古賀議員、池田議員に一言ずつご挨拶をいただきたいと思ひます。

初めに、細野議員、よろしくお願ひします。

4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） どうもこんにちは。今回、南多摩斎場の議会の議員として任命をされました町田市議会の細野龍子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

市民にとって本当に大事な最期を過ごす、送っていく、そういう大事な場ですので、皆様とご一緒によりよい斎場運営について検討してまいりたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（相澤耕太） 9番 古賀壮志議員。

○9番（古賀壮志） 3月の日野市議会の議会構成の人事で新たに任命されました日野市の古賀壮志でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

構成市の市民の皆様方全ての福祉向上のために努めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 日野市の池田利恵と申します。4期目になります。

以前、この職務に関しては就役させていただいたこともございまして、皆様とともに肅々と進めさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（相澤耕太） ありがとうございます。

午後2時 開会

○議長（相澤耕太） これより平成28年第2回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程第1
会議録署名議員の指名

○議長（相澤耕太） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番 つのじ寛美議員

9番 古賀 壮志議員

○日程第2
会期の決定

○議長（相澤耕太） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決しました。

○日程第3
諸報告

○議長（相澤耕太） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） ご報告申し上げます。

平成28年10月27日、管理者から平成28年第2回南多摩斎場組合議会定例会を11月2日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の報告案件4件、議案3件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

また、本日、稲城市伊藤議員、八王子市長石森副管理者、稲城市長高橋副管理者は所用のため欠席との連絡を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（相澤耕太） 事務局長の報告は終わりました。



○日程第4

報告第3号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第4、報告第3号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 皆様、こんにちは。管理者の町田市長の石坂でございます。大変寒い日で、実は暖房が間に合っておりません。恐縮でございます。私も大分冷えてまいりましたが、熱い議論を期待しております。よろしくお祈りいたします。

寒い中といっても、皆様方、お忙しいところ、日程を繰り合わせていただきましてありがとうございます。しかも、この時期ですといろんなところで多分出張というんでしょうか、重なっているかと思えます。本当にありがとうございます。日ごろご支援をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

それでは、報告第3号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、改正時期に当組合議会の招集が困難なために、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年2月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

詳しくは事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例は、管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正内容といたしましては、2015年4月に遡及して、給料月額を平均0.1%引き下げるとともに、現行15%である地域手当を15.5%に引き上げます。さらに、2016

年4月以降は16%となる改正を行います。あわせて、昇給停止年齢を現行の58歳から東京都と同様に55歳に引き下げます。また、交通用具にかかわる通勤手当を東京都と同額に引き下げます。

なお、期末・勤勉手当については、勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、年間支給月数を現行の4.2カ月分から4.3カ月分に引き上げます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第3号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第3号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

報告第4号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第5、報告第4号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） それでは、報告第4号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本件につきましては、改正時期に当組合議会の招集

が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年2月25日に専決処分をさせていただきます。

詳しくは事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例につきましても、管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正内容につきましては、勤勉手当との内訳を変更して期末手当の年間割合を2.75カ月分から2.6カ月分となるように改正いたします。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第4号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第4号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第6

報告第5号 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第6、報告第5号を議題と

いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第5号 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年3月29日に専決処分させていただきます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例につきましても、管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものです。

改正内容につきましては、妊娠症状対応休暇の取得回数の制限を廃止します。また、新たに妊婦通勤時間、出産支援休暇及び育児参加休暇に関する規定を加えます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第5号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第5号 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって

本件は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第7

報告第6号 南多摩斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第7、報告第6号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、報告第6号 南多摩斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年3月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例につきましても、管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものです。

改正内容につきましては、議員その他非常勤職員の公務上の災害等に対する補償として、本条例による傷病補償年金及び休業補償が支給される場合において同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第6号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第6号 南多摩斎場組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第8

第4号議案 南多摩斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

○議長（相澤耕太） 日程第8、第4号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第4号議案 南多摩斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましてもご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第234条の3で、債務負担行為によることなく、複数年度にわたる契約を締結することができる長期継続契約の種類を掲げております。当組合におきましても条例化を行うものでございます。

詳しくは事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

組織市各市では既に長期継続契約が行われているところですが、当斎場におきましても、条例化することで長期継続契約によることができる種類を規定したものでございます。

本案では、安定した火葬業務を維持していくことや、清掃、警備などを含めた契約金額の低減化も図っていきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） それでは、幾つか確認のために伺いたいというふうに思います。

先ほど、提案説明の中では、組織市各市がいわゆる長期継続契約を行っているというふうなお話でしたが、私のほうで確認をさせていただきましたところ、八王子市ではこのような条例を持っておらず、直接契約のご担当のほうにもご連絡をして事情を伺いましたが、八王子市ではこのような契約形態をとらないということで行政の方針決定をしているということ伺いました。

ですので、別に八王子市ではありませんから5市で調整をされたかと思いますが、その経過について、まずお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） この条例自体は、管理市である町田市の条例をもとにつくっております。先ほど申しましたように、長期継続契約による契約によって、火葬業務の安定、あるいは清掃、警備とか、そういう契約金額の低減化を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） 長期継続の契約をやること自体は、別に否定するものではありませんけれども、八王子市はもともとこういう契約の形態をとらないということを行政決定で方針で決めているということ伺ったので、そういう意味では、組織市5市でどのような調整を行われたのかということを確認したいというつもりで伺いました。それはわかりました。

それから、この条例の中には、一般的には条例にある意味でかちかちにしないというか、臨機応変にし過ぎても困るわけですけれども、最後のところで、例えば、この第3条には、「ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない」ということで、これは決めの問題というか、条例のつくり方としては一般的なのかなというふうに思ったりはするんですけれども、町田市でこのただし書きの部分を利用した事例があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） ただし書きの件ですが、ちょ

っとそこまでは確認ができておりませんで、今回、通常は5年以内という形で考えておりました、事務用品機器であると、新しい機種が出てきたり、そのほか、競争性ということを考えますと、通常5年以内というふうに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） そんなに幅広くいろいろな業務をやっているわけではありませんから、ある程度想定範囲内で対応していける部分もあるのかなというふうに思ったんですが、ほかの稲城市、多摩市、町田市、日野市というふうにそれぞれの地域の条例を見比べると、かなり考え方の違いもあるんだということがわかって、私自身も非常に勉強になったというふうに思っています。

これは来年の4月からこの条例を適用させていくというふうに思うんですけれども、現段階で考えている、この条例を適用して契約をしようと思っている業務はどのような業務になっているのか。

そしてまた、今回、契約期間としては5年以内ということですが、考えられている事案というか、契約の内容についてはどれぐらいの期間を設定して長期契約をされようとしているのか、確認したいと思います。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） お答えします。

まず、事務用機器としましてはコピー機を考えております。業務委託としては、先ほども言いました火葬業務、あるいは清掃、警備、あと庭園管理業務なども考えていけるのかというふうに思っております。

長さについては、ここでは5年以内というふうにしてはいるんですが、3年が適当であるということであれば3年ということも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） そうしますと、その業務が何年がいいのかというふうなことの検討というのは、どのような場でされていくんでしょうか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） まず、斎場内の契約を管理している中で、斎場の事務職員で検討していくということになります。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。
これより表決に入ります。

第4号議案 南多摩斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9

第5号議案 平成28年度（2016年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）

○議長（相澤耕太） 日程第9、第5号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、ただいま上程されました第5号議案 平成28年度（2016年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,992万5,000円とするものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の2ページ、3ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ150万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億4,992万5,000円とするものです。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳入の第4款、繰入金150万円は、説明欄にありますように、退職手当基金からの繰入金になります。

続きまして、歳出予算につきましてご説明させていただきます。

第2款、総務費150万円の増額についてご説明申し上げます。

第2節、給料400万円及び第4節、共済費140万円の減額は、南多摩斎場組合職員が4月に中途退職したものであるものでございます。

第3節、職員手当690万円の増額は、今年度3月に定年退職する職員に支払う退職手当に不足が生じるための増額になります。

説明は以上になります。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第5号議案 平成28年度（2016年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10

認定第1号 平成27年度（2015年度）南多摩斎場組合会計決算認定について

○議長（相澤耕太） 日程第10、認定第1号を議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、認定第1号 平成27年度（2015年度）南多摩斎場組合会計決算認定につ

いてご説明申し上げます。

南多摩斎場では、平成27年度におきましても、火葬業務の安定と、人生終えんの儀式にふさわしい尊厳と品位を保った火葬場にすべく、業務の推進をしてまいりました。

決算の収支につきましては、斎場運営の安定と予算の適正執行に努め、歳入は予算現額3億2,663万4,000円のところ、決算額3億3,096万4,668円でした。

歳出につきましては、予算現額3億2,663万4,000円のところ、決算額は3億883万6,232円でした。その結果、2,212万8,436円を繰り越す決算となりました。

なお、火葬件数につきましては、1日の火葬件数を27件にふやしたことによりまして、平成26年度より819件多く、年間6,271件、1日平均20.8件、利用率としては76.9%でした。また、式場利用につきましては、年間874件、利用率は96.7%でした。

決算概要につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

平成27年度（2015年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算につきまして、概要をご説明いたします。

決算書の3ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入決算額は3億3,096万4,668円、歳出決算額は3億883万6,232円で、この結果、差し引き2,212万8,436円を平成28年度へ繰り越しました。

個別の歳入、歳出の内容につきましては、12ページからの平成27年度南多摩斎場組合会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金は、13ページの上段、収入済額の欄、2億486万8,842円は、組織市からの負担金でございます。

各市の負担内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

第2款、使用料及び手数料は、斎場使用料と総務使用料でございます。

まず、斎場使用料は1億249万1,000円で、内訳は、組織市外の方で12歳以上445体、12歳未満1体、胎児等11体の火葬室使用料と、式場874件、通夜の待合室688件、霊安室1,113件分の各使用料でございます。

その下、総務使用料は70万2,080円で、売店使用料、職員駐車場使用料などがございます。

第3款、財産収入は、利子及び配当金3,093円で、職員退職手当基金積立金の利子でございます。

次のページ、14、15ページをお開きください。

第4款、繰入金は、15ページの収入済額600万円は、職員退職手当基金からの繰入金でございます。

第5款、繰越金1,617万7,858円は、平成26年度からの繰越金でございます。

第6款、諸収入は、預金利子と雑入でございます。

預金利子は1万6,550円でございます。

その下、雑入70万5,245円は、空きビン売却料、公衆電話設置手数料などがございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について、主な項目についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

第1款、議会費でございます。

第1節、報酬は、17ページの支出済額212万円は、組合議員の報酬でございます。

第11節、需用費11万1,937円は、議会会議録の印刷製本費などがございます。

第12節、役務費10万440円は、議会会議録の筆耕翻訳料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費でございます。

第1節、報酬429万9,071円は、正副管理者の報酬、及び嘱託職員1名の報酬でございます。

第2節、給料、第3節、職員手当等、第4節、共済費は、職員7名の人件費でございます。

第7節、賃金224万1,149円は、受付事務に従事している臨時職員2名の賃金でございます。

次のページ、18ページ、19ページをお開きください。

第11節、需用費、19ページの支出済額109万424円は、事務用消耗品費及び埋葬許可証、パンフレットの印刷製本費などがございます。

第12節、役務費25万5,521円は、電話代、郵送料等の通信運搬費、及び車両保険料などがございます。

第13節、委託料272万885円は、電光掲示板システム管理業務委託料、町田市への会計事務委託料、ホームページ管理業務委託料などがございます。

第14節、使用料及び賃借料57万3,884円は、複写機、電話機の借上料などでございます。

第19節、負担金補助及び交付金11万4,600円は、都市公平委員会負担金などでございます。

第25節、積立金120万2,507円は、職員退職手当基金積立金等でございます。

次に、第2項、監査委員費、第1節、報酬28万円は、監査委員の報酬でございませぬ。

次のページ、20ページ、21ページをお開きください。

第3款、衛生費、第1項、保健衛生費でございませぬ。

第11節、需用費、21ページの支出済額7,379万4,874円の主なものは、火葬台車保護剤など火葬業務用品、待合室で使用するお茶、トイレットペーパーなどの消耗品費389万661円、火葬用の灯油代などの燃料費1,977万8,746円、電気料と上下水道料の光熱水費1,731万4,382円でございます。修繕料3,281万1,085円は、火葬炉設備修繕、台車ブロック交換修繕などでございませぬ。

第12節、役務費33万4,676円は、式場・待合棟のカーテン洗濯手数料、及び建物の保険料でございませぬ。

第13節、委託料9,547万9,753円は、火葬業務及び火葬棟、式場棟及び待合棟の維持、管理に係るものでございませぬ。

主なものは、火葬業務委託料4,879万4,400円、待合室接待業務委託料1,262万9,488円、庭園管理業務委託料615万6,000円、清掃業務委託料702万2,376円、警備・受付業務委託料810万8,208円で、その他は備考欄に記載のとおりでございます。

第14節、使用料及び賃借料58万2,156円は、トイレ防臭器の借上料などでございませぬ。

第15節、工事請負費88万5,600円は、自動火災報知機設備の交換工事になります。

第18節、備品購入費17万3,178円は、式場内で使用する備品を購入したもので、詳細は備考欄に記載のとおりでございます。

次のページ、22ページ、23ページをお開きください。

第4款、公債費でございませぬ。

備考欄にありますように、式場棟増築工事費元金が3,512万円、式場棟実施設計費元金が120万円、合計3,632万円でございます。式場棟増築工事費等の利子の合計は135万4,700円でございます。

続きまして、第5款、予備費でございませぬ。予備費は使用することがありませんでした。

以上が平成27年度（2015年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算の概要でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

監査委員。

○監査委員（石田等） 監査委員の石田でございます。

平成27年度南多摩斎場組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を申し上げます。

決算審査に当たりましては、南多摩斎場組合管理者から提出されました決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係の諸帳簿を照合審査いたしました。その結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、予算書に定められました目的に従い、適正に執行されていることを認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（相澤耕太） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可いたします。

4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） 基本的なことを伺いたと思いますが、今ご説明いただいた20ページの11番、需用費から流用されて、15番の工事請負費、また、18番の備品購入費に使われております。これは全額流用で賄っているんですが、当初の予算を組んだときには、この項目というのは設けられなかったんでしょうか。その辺の関係についてはいかがでしょうか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 流用なんですけれども、まず、自動火災報知機設備受信機交換設置工事、こちらは、この警報装置が急に壊れまして、その修繕に充てたものでございませぬ。

同じように、導師用の椅子とか木魚、これも急に壊れてしまひまして、その流用を行ったものでございませぬ。

以上でございます。

○議長（相澤耕太） 4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） 基本的なことですが、これは補正予算には間に合わなかったというか、のせられなかったということですか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 補正予算には間に合わないの

と、あと、急に必要になりまして緊急性を要するものだったので、流用という形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） それでは、委託料のところを確認で伺いたいというふうに思っています。

私は、今手元に昨年度の決算と今年度の決算を比較いたしますと、除草清掃業務委託料のところは、一昨年度は68万円ぐらいだったものが昨年度の決算は33万円ということで半額ぐらいに抑えられているんですけども、いわゆる除草とか清掃ということを考えて、あの周辺をきれいに維持するためのお金なのかなと思うんですが、これを減らしているということは、回数を減らしたとか、何かそういう理由があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 特に除草を減らしているということではなくて、多少金額の上下があったというような記憶なんです。

あと、シルバー人材センターにお願いをしております、2名お願いしていたものが、2名人手が見つからずに1名になってしまった時期があるということになります。

以上です。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） いわゆる周辺環境をよくするための業務だというふうに思っていますので、やっぱり適切に美化というか、管理をしていただきたいという意味では、ちょっとこれが余りにも減っていましたので少し気になったということだけ申し上げておきたいと思えます。

それから、警備業務委託料と、昨年度の決算では警備・受付業務委託料ということで1本になって契約をされているのかというふうに思うんですが、その前年度は警備業務委託料と受付業務料というものが別々にそれぞれなっていたのかなというふうに思っています。それで、一昨年度は警備業務委託料が大体570万円で受付業務委託料が77万円ほど、この2つを足しますと大体650万円ぐらいになるわけですが、一昨年度は比較をしますと、こちらが警備・受付業務委託料ということで1本になっているんですが、810万円ということなんです、その理由についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 警備業務については、午後5時以降の火葬予約の受け付けというのもありまして、1日当たりの件数が17件から2014年10月に20件にふえておまして、駐車場の誘導、それから火葬の受け付けという、その両方を行うために、2014年度は6カ月分、増額がされております。

それから、2015年度は12カ月分でありまして、あとは東京都の最低賃金が引き上げられておりますので、その辺も増加の原因になっております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） 確認をすると、一昨年度は年度の途中から受け付け業務の数をふやしたということで、契約もばらばらにして、1つ、受け付けのほうは10月ぐらいから6カ月分の契約だったということで、昨年度は1年間分にして、それを警備と受付業務とで1本にして契約したということで理解はいたしました。

それから、あともう1つなんですけれども、実はこのところ、随分施設そのものというか、建屋も含めてかなり古くなってきているのかなというふうに思っているところでは、決算の資料の一番最後のページには、修繕費ということで、それぞれ実施時期と金額ということで、どんな工事、修繕をされたのかというのが載っておりますが、特にこの3年間分の資料を拝見して、昨年度のものを拝見しますと、緊急的に雨漏りの修繕に対応しているというふうなところが読み取れるのかなと思っています。うちの市でもそうなんです、最近、非常に雨の降り方が、要するに、今まで想定していたものでは全然考えられないぐらいの大雨が降るところでは、きちんとこの施設もそこに対応ができていなければ、例えばすごく静かに式がなされている最中に突然雨漏りが、急に雨がばあっと室内に入ってくるみたいなことがあっては困るなというふうに思ったりしているんですが、そのあたりについては、今どのような対策をとっているというか、施設の状況をどのように把握されているのかということですか、あとは今後の方向性、例えば、修繕積立金というふうな形でこちらの組合のほうで持っているわけではありませんので、緊急的に何か工事が必要になった場合というのは、各市の負担金にも当然ながらはね返ってくるのかと思ったりもするわけですけども、そういったあたりの長期修繕計画みたいなところの兼ね合いの中でどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） ご指摘のとおり、施設は老朽化がちょっと進んでおまして、昨年、雨漏りがありました。現在、施設全般、火葬棟、式場棟、待合棟、全ての屋根の点検、整備を行っております。これで施設も長く使えるというふうに考えております。

積立金については、現在はまだ考えておりませんので、今のところ、退職手当の積立金のみということになっております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） そのあたり、どこまで施設がもつのかというふうなところは私も専門家ではありませんので、なかなかよくわかりませんが、だんだん悪くなって、いつきに施設って結構だめになってしまおうというか、そういう話を聞いたこともありまして、やっぱり今後どういうふうに備えを考えておくのかという視点は、ある程度必要なかなというふうに思ったりもするんですけども、起債については5,000万円までということ考えられて、いつも予算も立てているのかなというふうに思ったりもして、今後の計画の中では、あと二、三年すれば今借りているものについても全部借金を返し終わるような計画になっておられるのかなというふうに思ったりはしているんですが、今後やっぱりいい環境で使っていただくというふうなことを考えたときには、適切に施設の修繕、維持を考えていかなければいけませんし、あわせて火葬炉についても、たくさん使えばたくさん使うほど設備も傷むというふうに思っておりますので、これから恐らくお亡くなりになる方というのはいつきふえていくことを思いますと、設備機器をどういうふうに入れかえ、更新をしていくのかということもあわせて、きちんとした計画を毎年度立てていき、そこを更新していく、あるいはそういうふうな今後こうしていきたいんだよという内容を、今のところは議会のほうに説明資料として示されているわけではありませんので、どこかの段階でそういうものをきちんと情報を共有しておくということが必要ではないかというふうに思っているんですが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（相澤耕太） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 各都市の公共施設も同じように、この斎場につきましても10年、あるいは20年後にどういう大規模修繕が必要になるかということは共通の課題になっております。事務局のほうから申し上げましたとおり、今、外壁とかいろいろなものの点検を始

めております。この後は、計画修繕と申しまして、今までの計画的な修繕のほかは躯体とか建物とか、いろいろなものを計画的に修繕する、火葬業務ですので、今まで計画的に火葬炉だとか、いろいろなものをきちんと年を追って計画的に整備してきたんですが、それ以外のところについての修繕計画というのがないわけでありまして、ご指摘の、今後、公債費とか何か減ってくるという中の財源、そういったものを活用して、修繕で長寿命化を果たしていきたいというふうに思っております。私どもとしては、15年から20年後に、日本の推計でもかなり死亡者数がピークになりますので、まだまだこれからふえてまいりますので、それへの対応をするべく考えております。

現在の炉の状況はそこそこに余裕があるんですが、この後、10年、15年するとかなり、1日27件じゃ済まなくなるかもしれないので、その辺は計画的にやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） なかなか私たちも年間に数回の議会でのやりとりでしかありませんので、情報をしっかりと各構成市の市議会とも共有しながら、ある意味で、いきなり何か想定外のことが起こったときに物すごい負担金がのしかかってくるみたいなことがあっては、いろいろな公共施設の維持管理も含めた各市の計画との整合性みたいなのところでも非常に影響が出てきて、うちは出せないよみたいなことにならないようにしておきたいというふうに思っておりますので、そういう意味でも、ぜひ情報を適切にこちらのほうにも共有していただけると大変ありがたいと思いますので、そのことだけ要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

認定第1号 平成27年度（2015年度）南多摩斎場組合会計決算認定についてを採決いたします。本件は原案のとおり認定することについてご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり認定されました。



○日程第11

行政報告 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合事業運営計画について

○議長（相澤耕太） 日程第11、行政報告を議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） では、平成29年度南多摩斎場組合事業運営計画について、資料でご説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきよろしいでしょうか。

左側にあります青い列で示しているところが平成29年度の計画になります。

中央にあります平成28年度、6,600件の年間火葬件数を想定しているところでございます。今年度4月から9月までの半期で3,004件の火葬を行っています。10月からの半期は例年火葬件数も増加してきますので、ほぼ6,600件に近い数字が見込まれます。

来年度の計画としましては、6,600件に年間死亡者数の増加率2%を上乗せして、来年度の火葬件数は6,732件としております。

1日当たりの平均火葬室稼働件数は22.4件になります。

次に、表の中段の式場利用件数になります。第一式場につきましては、平成27年度実績の98%、第二、第三式場につきましては平成27年度実績の数値となっています。一番下にあります霊安室の利用件数については、火葬の待ち日数が少なくなっていることから、平成27年度実績の98%の数値となっています。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） ありがとうございます。ちょっと先ほどの会話で、この日程の中にその他という項目

が設けられていないということでございますので、ここであわせてお伺いさせていただきたいというふうに思います。

こちらのほうで27年度、28年度、29年度ということで、実績と当初とこれからの計画ということが書かれております。これに関しては、基本的に前年度の状況を踏襲していきながら計画されているものだというふうに理解しておりますので、粛々とこのような形で状況を見ていただきたいというふうに思っておりますが、1点、先ほど来からのお話の中で現況を、今年度も男女ともに寿命が伸びて、100歳以上の方も非常に多くなってきている。とはいえ、団塊の世代が持ち上がっていくという中で、単年度だけでなく中長期に及んだそれぞれの計画、構成市、八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市という形で全体の中での斎場に関する立ち位置というか、その辺のところの情報を共有していきながら、全体の計画というのもこれから進めていくのではないかとこのように思います。

先ほど、多摩市の岩永議員のほうからの質疑の中にもあったとおり、そういった構成市の各それぞれの状況に及んだ我が南多摩斎場でのそれぞれの依存度という数字も変わってくるやに思われます。そういった意味では、中長期の計画に関してどのように単年度と照らし合わせていきながら計画を遂行していこうというふうにしていくのであろうか。また、それに伴って、この年々老朽化してくる建物の手の入れ方というのも考えていくというような点も、町田としても大きくあるのではないかとこのように全体としても思われます。

その辺の単年度と中長期にわたる計画の内容について、現況で各それぞれの管理者が打ち合わせ等、話し合いを持たれているのか、その辺の現況に関して、これから人口動態が大きく動いていくというような状況の中で、管理者としての情報交換、その辺のところをどのような形でしているのかというのを1点お伺いさせていただきますと思います。

○議長（相澤耕太） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 正式の会議というものを持っているわけではありません。ただし、正副管理者の会議というのは、もちろん議会のほかにございます。その中で各市の設備の状況ですとか、それぞれここ以外の斎場の計画について、実は情報交換をしております。それを今の段階ではどのように反映させるべきかということとはございます。

ただ、組合としてそこまでやるかどうかというのは、実は管理者、あるいは副管理者というか、そういうことではなくて、多分これを構成している5人の市長の間の協議というんでしょうか、その議題になりまして、組合の中の議題ではないのかなど。これはちょっと微妙なんですけれども、組合が5市の全部の斎場の問題を取り扱うというわけにはいかないの、そこは正副管理者会議の中で便宜的に議論をさせていただいてるところでございます。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 今年度の決算を見ても、八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市という形である程度、どのような計画を消化していくかという前提のもとに計画が、当然ですけれども、組み込まれていきます。そういう中では、それぞれ単体の市の大きな課題であるといいいながらも、構成市に大きな影響を及ぼし、そして、その構成市で行われている業務、全体の予算、決算に大きく影響することにもなります。

先ほど、管理者からのお話の中で非常に微妙なニュアンスも受け取れるところではあります。その辺のところは、理解はできることではありますけれども、私どもも議員として予算、決算にかかわり、それが速やかに遂行されるという前提を目途に、何か月かに一遍情報共有しながら、これを各市に持ち帰って、また考察していくわけでありませう。

その辺の情報の共有と透明化ということに関しては、それぞれの市のことなので、やはり私ども議員としてもなかなか微妙なところはあるかと思うんです。とはいいいながらも、予算、決算に大きな影響を及ぼしていく役目を担っているのがまたこちらの役割でもございますので、その辺のところはしっかりと情報共有していきながら、これから中長期にわたるあり方に関しては議論をともに、もし大きい動き等があるようでしたら情報交換をさせていただけるとありがたいなというふうに、姿勢としてお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（相澤耕太） 石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 今、ご指摘いただいたことにつきましては大変重要なこととあります。まずは5人の間で情報の共有をする、それから、その中身についてそれぞれの議会のほうにご説明をする、あるいは情報提供するというところに努めてまいりたいと思っております。

この件につきましては、例は適切ではないんですが、

一部事務組合のやっている仕事で、家庭ごみの焼却事業もやっぱり一部事務組合でここの工場を1回とめるよということになったときに、じゃ、ほかの構成市のところでどれだけ引き受けるかというのは、三多摩ではいろんなところでいろんな議論が出ておりますので、そういう意味で、私どもは一部事務組合の中だけの話ですよというわけにはいかないというのは重々承知しているところであります。

以上であります。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じたいと思っております。

これをもって平成28年第2回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 相 澤 耕 太

署名議員 つ の じ 寛 美

署名議員 古 賀 壮 志